

交通災害共済に関する災害等級区分

等級	災害（交通事故）の程度	見舞金額
1	死亡	100万円
2	自動車損害賠償保障法施行令別表第1級各号に掲げる障害	50万円
3	治療実日数が180日以上の場合	20万円
4	治療実日数が150日以上180日未満の場合	15万円
5	治療実日数が120日以上150日未満の場合	10万円
6	治療実日数が80日以上120日未満の場合	8万円
7	治療実日数が30日以上80日未満の場合	5万円
8	治療実日数が7日以上30日未満の場合	3万円
9	治療実日数が7日以上の場合	1万円

※9等級は、自損事故等で「交通事故証明（人身事故扱い）」が添付できない場合です。

※自動車損害賠償保障法施行令別表第1級（抜粋）	
1	両目が失明したもの
2	咀嚼及び言語の機能を廃したもの
3	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5	両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6	両上肢の用を全廃したもの
7	両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8	両下肢の用を廃したもの